



# 訪問介護員の資格 (ホームヘルパー)

ホームヘルプ事業に従事するホームヘルパーは、国の定めたホームヘルパー養成研修を修了していることが義務づけられています。

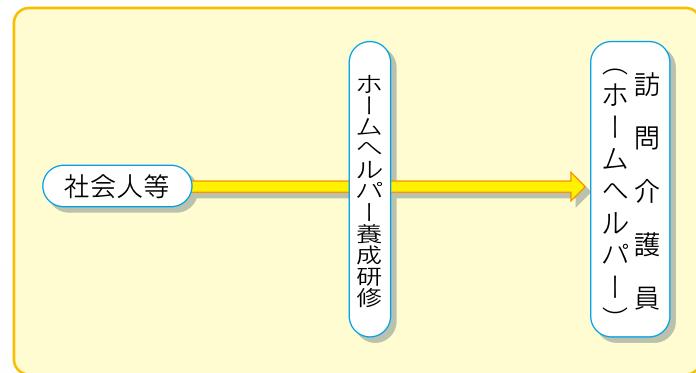
2級課程は130時間、1級課程は230時間、介護職員基礎研修課程は500時間の研修となっています。

1級課程は、2級課程修了者でなければ受講できないもので、主任ヘルパーなど基幹的なホームヘルパー向けのものとなっています。

介護職員基礎研修課程は、現行のホームヘルパー制度を介護福祉士に統一すべく移行し、より専門職としてのスキルアップを目指すものとなっています。

ホームヘルプ事業は高齢者に限らず身体障害者、心身障害児者を利用対象とするものもあります。高齢者を利用対象とする介護保険制度上のホームヘルパーの正式名称は「訪問介護員」と言います。

## ■就職のルート



県内養成機関（ホームページ） <http://www.pref.saga.lg.jp/>  
[介護・福祉ジャンル→高齢者福祉]

